

検体検査業務仕様書

I 目 的

京都府立洛南病院（以下「病院」という。）における検体検査業務の適正かつ効率的な遂行を図るため、下記の仕様に基づき実施する。

II 基本的事項

- 1 この仕様書は、検体検査業務の内容・方法・条件等を示すものであり、本件業務の契約書によるほか、この仕様書に定めるところによるものとする。
- 2 受託者（以下「乙」という。）は受託業務の管理責任者を選任し、委託者（以下「甲」という。）の業務担当者と必要に応じて連絡・調整を行うことにより、円滑に業務を実施するものとする。
- 3 乙は本契約の満了又は解除に伴い業務を引き継ぐときは、次期受託者に誠意を持って対応し、病院の運営に支障のないよう、引継を無償で行うものとする。

III 業務内容

- 1 検査項目及び予定数量
別添のとおり

2 集配の内容

(1) 定期集配

毎日午後 1 回（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）集配する。
集配時間については、甲と協議のうえ決定する。

(2) 臨時集配

甲からの連絡があれば、24 時間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を含む）
随時集配する。

3 データ報告

特殊な項目を除いて、通常その翌日に報告する。
報告時間については、甲と協議のうえ決定する。ただし、緊急時等で甲が指定した場合は、直ちにファクシミリ、電話等で報告する。

4 報告書等

(1) 報告書等

検査依頼書、結果報告書等の様式については、事前に甲と協議する。
なお、上記様式の作成に係る費用は、乙が負担する。

(2) 請求書等の取扱い

請求書には次の内訳書を添付する。

- ① 検査日ごとの患者別検査内訳
- ② 毎月ごとの検査項目別内訳

5 検査システムとの接続

検査システムの接続（電子カルテ側費用も含む）に要する一切の費用は、貴社にて見積を取得して見積価格に含めること。

6 その他

検査不能分については、その理由の如何を問わず、料金請求の対象としない。
その他業務の処理方法は、甲と協議の上、実施するものとする。